



新秋の時季を迎えました。

江戸時代には罪人の食事から一切の塩を抜く「塩抜き刑」という刑があったそうです。食事に塩が無いと疲れやすくなり、気力が無くなるだけでなく、生命の維持が難しくなるレベルで倒れてしまうそうです。現代では減塩が求められていますが、少なすぎると病気の元になりますので、適塩を心がけましょう。

光廣 昌史

今月のトピック

- ◇令和4年分の年調関係書類の変更点
- ◇民法改正 10年たったら遺産分割は法定相続分で
- ◇IT導入補助金 サイバー攻撃対策に100万円
- ◇今月のお勧めセミナー
第4回 相続セミナー
「相続税調査対策 虎の巻」
- ◇あとがき
「値上げラッシュ」



令和4年分の年調関係書類の変更点

税制改正等に伴い変更を予定している年末調整関係書類が、7月8日付で国税庁から公表されました。令和4年分の年末調整関係書類の変更点を確認します。

1. 変更予定の年調関係書類

(1) 年度修正程度のもの

公表された変更予定の年末調整関係書類のうち、令和4年分の年末調整に直接影響するものは、次の書類です。これらは年度修正が予定されている程度の変更です。

- 令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書
- 令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

(2) (1) 以外にも変更があるもの

(1) の他、『令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』についても、変更が予定されています。

給与所得者の扶養控除等申告書（以下、マル扶）は、原則、その年の最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出をします。そのため令和5年分のマル扶は、令和4年分の年末調整と関係ありません。しかし、令和4年分の年末調整時に令和5年分のマル扶の提出を受けておけば効率が良いため、同時期に提出を促すケースが多いです。

令和5年分のマル扶の変更点は、年度修正以外に主に次の2つがあります。

- 国外居住親族に係る扶養控除の見直しに伴う修正
- 退職手当等を有する配偶者・扶養親族欄の新設

いずれもすべての方に影響のある変更ではありませんが、マル扶の見た目が少し変わる予定であるため、これらの変更点について、改正の概要とともにご案内します。

(次頁へつづく)

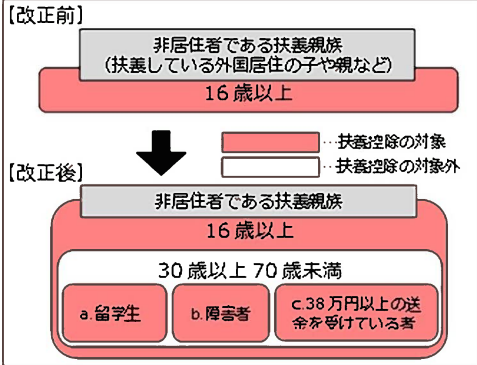
2. 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和2年度税制改正により、日本国外に住む子や親などを扶養している場合の扶養控除の適用について、対象となる扶養親族の範囲から一定の者が除外されました。

除外対象者：年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、次に掲げる者のいずれにも該当しないもの

- a. 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- b. 障害者
- c. 扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

○ 非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件



出典：国税庁 HP「変更を予定している年末調整関係書類（事前の情報提供）令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/pdf/0022007-058-03.pdf> 一部編集

これにより a. と c. に該当する場合は、右の図の確認業務が発生します。

○ 確認するための書類と確認時期

	a. 留学生	c. 38万円以上の送金を受けている者
必要書類	留学ビザなど外国の在留を証する書類の写し	38万円以上の送金関係書類
確認時期	マル扶受領時	年末調整を行う時

(注) マル扶を受領する時の親族関係書類及び年末調整を行う時の送金関係書類の確認は、b. 障害者を含めてこれまでどおり必要です。ただし、上記 c. の確認をする場合には、現行の送金関係書類の確認をする必要はありません。

令和5年分のマル扶は、たとえば控除対象扶養親族（16歳以上）欄にある非居住者である親族欄について、次のいずれかをチェックするように変更が予定されています。

- 16歳以上30歳未満又は70歳以上
- 障害者
- 留学
- 38万円以上の支払

2. 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

令和4年度税制改正により、マル扶にある「住民税に関する事項」欄に、退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を記載することとなりました。

これは、同一生計配偶者や扶養親族となる要件の“合計所得金額48万円以下”に、分離課税される退職所得金額を含むか否かの取扱いが、所得税と住民税とで異なることに起因しています。

○ 合計所得金額に分離課税される退職所得金額を含むか否か

	● 所得税：含む	● 住民税：含まない
【例】配偶者の所得は給与所得金額10万円、分離課税の退職所得金額200万円（その他要件は満たす）		
	配偶者の合計所得金額	
所得税	210万円	配偶者控除の適用可否
住民税	10万円	適用不可 (×)
		適用可 (○)

このように、所得税と住民税において所得控除の適用可否が分かれるケースが考えられます。この場合、別途、住民税の申告をすることで「含まない」計算により所得控除が適用できますが、この手続きをしないことによる適用漏れを防止する観点から、マル扶への記載が求められることとなりました。事業者は、このマル扶に記載された内容を給与支払報告書に記載して地方団体へ提出することで、住民税を賦課する地方団体は必要な情報を確実に把握できるようになります。

記載欄の様式案は、以下のとおりです。

【(様式案) 令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 住民税に関する事項欄（一部抜粋・イメージ）】

退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ) 氏名	個人番号	続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (該当する項目にチェックを付けてください)	令和5年中の所得の見積額	障害者区分	異動月及び事由
							<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別

参考：国税庁 HP「変更を予定している年末調整関係書類（事前の情報提供）令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」
<https://www.nta.go.jp/users/aensen/nencho/index/pdf/0022007-058-03.pdf>

例年、年末調整時期になると、税務署から「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットが、まとめてお手元に届いていたかと思いますが、これが令和4年分からは、昨年との変更点などが記載されたリーフレットに代わるようです。今後パンフレットをご入用の際は、国税庁ホームページから直接ダウンロードする必要があります。その点もあわせてご確認ください。参考：国税庁「令和4年4月源泉所得税の改正のあらまし」ほか

民法改正 10年たったなら遺産分割は法定相続分で

遺産分割がされないまま相続が繰り返されると、遺産の管理や処分が困難となり、所有者不明土地が生じる原因にもなります。これを解消すべく、来年4月に民法が改正されます。

1. 遺産分割にタイムリミット？

(1) 具体的相続分と法定相続分

改正の最重要ポイントは、具体的相続分※による遺産分割にタイムリミットが設けられ、相続開始時から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として具体的相続分ではなく、法定相続分によることになったことです。

※具体的相続分

具体的相続分とは、民法であらかじめ定められている画一的な割合である法定相続分を、事案ごとに修正して算出する割合です。

遺贈や生前贈与などの特別受益や、生前の被相続人に対し特別の貢献をした場合の寄与分などを踏まえて算定されます。

(2) 具体的相続分を希望するのなら……

現行法による遺産分割は、相続開始（被相続人の死亡）時から何年経過した後に行っても、分割方法に制限はありません。しかし、遺産分割のないまま長期間が過ぎると、関係者の記憶も薄れ、書証等も集めにくくなるため、具体的相続分の算定は困難になります。

改正後は他の相続人が得た贈与が特別受益に該当する場合や、ご自身が被相続人に行った労務等の提供が寄与分にあたる場合などで、10年以内に遺産分割協議が調わない可能性がある場合には、10年を経過する前に、家庭裁判所にて具体的相続分による遺産分割請求を開始されることをお勧めいたします（10年経過前に遺産分割請求したものについては、改正後も引き続き、具体的相続分による分割ができます）。

なお、相続人全員が合意した場合は、10年経過後でも具体的相続分での分割が可能です。

(3) 施行日は2023年4月1日

施行日前に被相続人が死亡した場合の遺産分割についても、改正法が適用されます。

但し経過措置により、相続開始時から10年経過時または改正法施行時から5年経過時のいずれか遅い時までには遺産分割請求がされた場合には、具体的相続分による分割が可能です。少なくとも5年の猶予期間があります。

2. その他の改正点

その他、次のような改正もあります。

併存する遺産共有と通常共有を解消する場合

(現行法)

地方裁判所等での共有物分割訴訟と、家庭裁判所での遺産分割請求を別個に実施する必要があります。

(改正法)

相続開始時から10年経過したときは、遺産共有関係の解消も共有物分割訴訟において実施できるようになります。

所在不明の相続人がいる等、共有関係を解消できない場合

相続開始時から10年を経過したときは、裁判所の決定を得て、相当額の金銭を供託することにより、所在等不明共有者の不動産の持分を取得することができるようになります。

改正法では遺産共有関係の解消の促進、円滑化、合理化が図られていますので、有効に活用されることが期待されます。ご心配ごとなどがございましたら、早めに当事務所へご相談ください。

参考：法務省 HP「具体的相続分による遺産分割の時的限界」<https://www.moj.go.jp/content/001372212.pdf>

IT 導入補助金 サイバー攻撃対策に 100 万円

中小企業のデジタル化を支援する IT 導入補助金に、サイバー攻撃対策へ最大 100 万円を補助する「セキュリティ対策推進枠」が新設されました。8月に交付申請の受付を開始する予定です。

セキュリティ対策推進枠の補助対象となるのは、情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されている IT セキュリティ関連サービス。大阪商工会議所の「お助け隊サービス」など 6 月末時点で 12 種類のラインナップが挙げられています。これらのサービス利用料の最大 2 年分について、5 万円～100 万円の範囲で支援を受けられます。補助率は 2 分の 1。

申請にあたっては、事務局の認定を受けた「IT 導入支援事業者」を通じてツールの選定や事業計画の策定、購入、運用といった一連の手続きのサポートを受けなければなりません。IT 導入支援事業者を通じて購入したツールでなければ対象にならないため、補助金の利用を考えているのであれば、先走って購入しないよう注意する必要があります。

中小企業庁はセキュリティ対策推進枠を新設した理由として、サイバー攻撃により「事業継続が困難になる事態を回避し、生産性向上を阻害するリスクを低減するため」としています。すでに中小企業のサイバー攻撃被害は深刻化していて、警察庁によれば近年多発している「ランサムウェア（身代金要求型ウイルス）」の被害者の約 54%を中小企業が占めています。

日本損害保険協会によれば、サイバー攻撃により顧客 1 万人分の情報が漏えいした場合の被害想定額は、損害賠償や調査復旧費用など約 3570 万円に上るそうです。



参考文献： ■My Komon ■ゆりかご倶楽部

9月 今月のお勧めセミナー 第4回 相続セミナー

イザというとき慌てない「相続税調査対策 虎の巻」

相続税申告後、税務署が相続税の調査に入るケースがあります。税務調査について、知識を持ったうえで申告しておけば、後々後悔をすることも少ないと思います。第4回は、相続税調査対策について解説しますので、今後の対策として是非ご活用ください。

(新型コロナウイルス感染拡大に伴い、
開催を延期とさせて頂く場合がございます。)

あしがき

虫明です。円安ドル高の進行や原料費高騰などの影響で、身近な食品や日用品の値上げが続いています。対策として、ふるさと納税を有効活用する人が増えているそうです。返礼品の中では、スイーツをはじめとする特産品に人気が集まっていますが、いろいろ調べてみるとカップ麺やトイレトペーパーなど生活必需品を返礼品としている自治体もありました。値上げラッシュを乗り切るためには、年内に値上げが予定されている飲食料品などは事前にストックすることも家計の負担を減らす対策のひとつだと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中！

